

## 緊急事態宣言に伴う新宿区の主な取組

1月7日の緊急事態宣言の発出に伴い、新宿区では、下記のとおり、新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みを実施する。

## 記

## 1 区民向けの取り組み

- (1) 防災無線による感染予防行動（マスク、不要不急の夜間外出自粛）の周知  
区内 102 か所に設置している防災無線で、吉住区長が区民に呼びかける。

1月8日から 12時 マスク着用の呼びかけ

19時 夜8時以降の不要不急の外出自粛の呼びかけ

（内容・時間は適宜更新予定）

- (2) 区施設の夜間利用の制限

図書館などの個人利用施設は20時まで閉館する。

地域センター等の貸出施設は、夜間の新規予約を中止するとともに、既に予約している利用者に夜間利用の自粛を要請する。

## 2 繁華街向けの取り組み

- (1) 新宿駅東口周辺における広報活動

令和3年1月8日（金）19時30分からおおむね1時間

新宿東口広場から西武新宿駅前広場にかけて、新宿区と東京都で合同で来街者に対し、夜間の不要不急の外出の自粛を呼びかける。

- (2) 客引き防止パトロール員による夜間の外出自粛の呼びかけ

実施期間 1月8日から緊急事態宣言が解除されるまで

月曜～土曜 18時から22時まで

新宿駅東口エリア、西口エリア、歌舞伎町エリアの3か所でパトロール員による夜間外出自粛の呼びかけを行う。

- (3) 飲食店に対する営業時間短縮への協力の呼びかけ

区公式 SNS や新宿区繁華街新型コロナ対策連絡会情報提供アドレスを通じ、区内飲食店に対して緊急事態措置期間中の営業時間短縮への協力の呼びかけを行う。